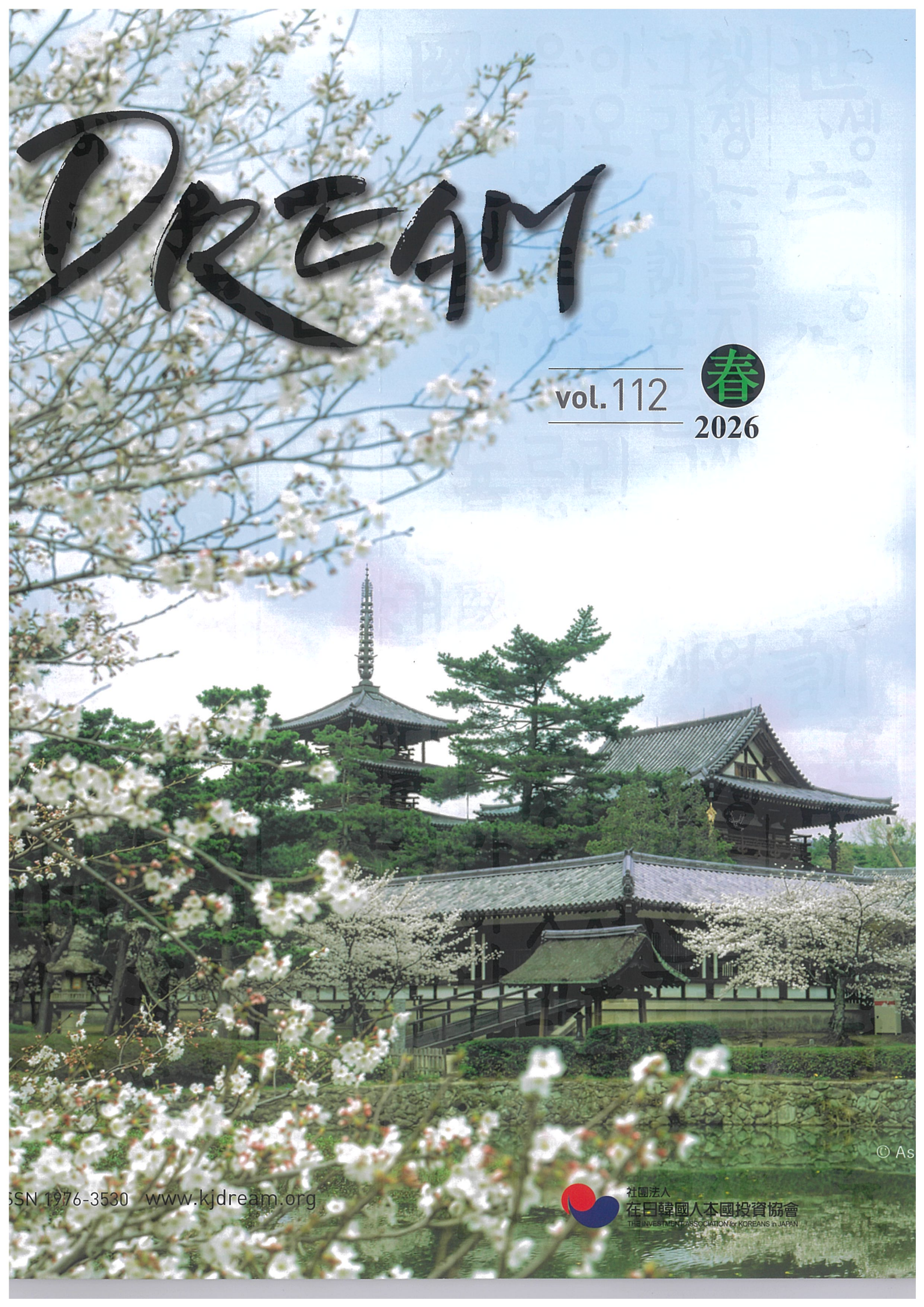




DREAM

vol.112

春

2026

ISSN 1976-3530 www.kjdream.org



社團法人
在日韓國人本國投資協會
THE INVESTMENT ASSOCIATION for KOREANS in JAPAN

© As

INTERVIEW

在日コリアン弁護士として韓日をつなぐ—

国際人権法研究とクロスボーダー実務の
最前線で活躍中の具良鈺弁護士



京都府宇治市出身の在日コリアン3世として生まれ、日本で弁護士としての経験を積んだ後、米国・英国での留学を経て韓国・高麗大学で国際法の博士号を取得。現在は「法務法人 世宗」に所属し、韓日間の企業投資やM&Aなどクロスボーダー案件を中心に活躍している。在日コリアンに対する差別やヘイト問題を国際人権法の観点から研究し、学術と実務の両面から社会課題に向き合う。在日韓国人本国投資協会の奨学生出身であり、韓日の架け橋として活動する弁護士「具良鈺」氏に、その歩みと今後の展望を聞いた。

まず、ご自身のご紹介と、現在弁護士としてどのような分野で、どのような活動をされているのかをお聞かせください。

私は京都府宇治市出身の在日コリアン3世です。大阪で法学部・ロースクールを卒業後、2009年に弁護士登録し、約10年間大阪で活動しました。その後、米国NY大学および英国Essex大学に留学しました。2021年より韓国高麗大学博士課程に進学し、今年2月に国際法の博士号を取得しました。現在は日本の弁護士として法務法人世宗に勤務しています。日韓間の投資、業務提携、M&Aなどのクロスボーダー案件を中心に、紛争対応やコンプライアンス業務にも従事しています。また、大韓国際法協会理事や大韓弁護士協会・日本小委員会委員として学術・実務の両面で活動しています。

高麗大学校ではどのようなテーマを研究されましたか。また、今回ご合格された博士論文の主な内容と、その意義についてご紹介ください。

在日コリアンに対する差別とヘイトを国際人権法の観点から検討した研究です。併せて、国際法上の「文化的ジェノサイド」という概念についても分析しました。本論文では、在日コリアンが国際法上の民族的マイノリティであることを立証しました。さらに、差別やヘイトが国際人権法違反である点を明らかにしました。加えて、それらが文化的ジェノサイドに該当する可能性を初めて論証しました。日本・韓国ともに文化的ジェノサイドを正面から扱った研究はほとんど存在しません。また、在日韓国人差別を同概念と結びつけた研究も本論文が初めてです。

現在、在日韓国人は3～5世が中心となり、本国との関係が希薄化しています。長年にわたる国籍問題や参政権問題、差別・ヘイトが累積してきました。その結果、民族的アイデンティティやコミュニティの存続が脅かされていると分析しました。





2月13日ソウル弁護士会での義務研修講師の時



英国留学中の卒業旅行



ユニセフ事務所訪問時

これまで、在日韓国人社会に関して執筆されたご著書や、ご活動について簡単にご紹介ください。特に、ウトロ放火事件に関わるご活動(論文「ウトロ放火事件およびヘイトクライムを通して見る日本の国際人権法違反とその課題(ウトロ 방화 사건과 혐오 범죄를 통하여 보는 일본의 국제인권법 위반과 과제)」、2023年)が印象的ですが、その経験についてお話しいただけますでしょうか。

日本では、企業法務に加え、公益活動として在日コリアンに対する差別事件にかかりました。特に、2009年に起こった在日コリアン児童に対するヘイト事件では、日本ではじめて在日韓国人に対する差別を違法であると認定し最高裁で勝訴しました。私の関わった事件と関連して、「裁判の中の在日コリアン」(2022年)およびその韓国語翻訳版である「일본 재판에 나타난 재일코리안」(2023年)、Hate Speech in Japan(Cambridge University,2019年)に共著者として執筆いたしました。

2021年に起こったウトロ放火事件は、私の故郷が放火されたヘイトクライム事件です。当時私は高麗大学で博士課程在籍中でしたが、放火の知らせを受けて、弁護士、国際法研究者、および、当事者的な立場として被害者の聞き取り等にかかりました。2009年にかかわったヘイト事件での勝訴にもかかわらず、日本では在日韓国人に対するヘイトがますます深刻化しているのが事実です。判決にあらわれない問題点等を国際法に基づき分析し論文に書きました。

在日韓国人弁護士として活動される中で、やりがいを感じる瞬間と、同時に最も大きな課題だと感じている点は何でしょうか。

やりがいを感じるのは、自らの経験を生かせる点です。日本とコリアという二つの背景を持つことは生きにくさも

伴いますが、独自の視点を得る強みにもなります。日常や社会の中で両者が相互作用することで、本質的な論点に気づくことができます。現在の法務法人世宗では、日韓間の企業活動を支援しています。ビジネスや文化の違いによる摩擦を調整しながら案件を進める点に大きなやりがいを感じています。双方の考え方や表現の違いを理解し、円滑なコミュニケーションにつなげています。その点で、在日韓国人弁護士としての強みを実感しています。

一方で大きな課題は、在日韓国人が日韓双方で十分に理解されていないことです。日本でも韓国でも、表面的な認識にとどまることが少なくありません。日本でよく言われる「日本語上手ですね」「(日本生まれだと知って)そうすると日本人(日本国籍)ですか」と同様に、韓国では「韓国語上手ですね」「日本国籍ですよ」といわれます。その理解不足が、本国との関係に影響を及ぼす可能性を懸念しています。

今後、学術研究と実務の両面において、どのような目標やご計画をお持ちでしょうか。

今後、在日韓国人への正しい理解を日本だけでなく韓国でも広めていきたいと考えています。韓国の民主化の経験と想像力が、その理解促進に寄与すると期待しています。韓国社会が動くことで、差別やヘイトの解消、地位向上につながると考えています。また、研究を通じて歴史問題の克服と日韓関係の改善にも貢献したいです。これは両国のビジネスや留学、交流を深める前提条件だと感じています。

近年は日本企業を韓国投資家を買収するなど、日韓M&Aが増加しています。紛争解決よりも、コンプライアンスやガバナンスなど予防的対応が重視されています。そのため、内部統制を含めた総合的なコンサルティングの重要性が高まっています。日韓の法制度の違いを踏まえた支援を

韓国での博士課程の経験が、弁護士としての視点や活動にどのような影響を与えたのかについてもお聞かせください。

法学である関係上、韓国語で学術的な文章を書く、ということに対するトレーニングになりましたし、その過程でウリマルへの劣等感がある程度克服されました。論文審査は、日本語で言う「てにをは」を指摘される本当に厳しい審査過程でしたが、韓国語の奥深さに触れることができ、基本的な部分ではありますが、改めてハングルという固有の文字・言語を持っていることへの自負も感じました。

在日韓国人をめぐる研究分野はまだ未開発です。日本、韓国のみならず世界的にも非常に貴重で学術的価値の高いものであるということを知りました。博士課程を通じて知り合った学友はもちろん、教授、学者、実務家の先輩方と個人的な勉強会やセミナー、他の弁護士との実務経験交流会につながり、弁護士としての活動ネットワークが縦にも横にも広がっています。博士課程での経験は、弁護士としても研究者としても、日本でも韓国でもまだまだやるべきこと、出来ることがたくさん残っているというビジョン、希望を与えてくれました。



2026年1月本国投資協会訪問時



2023年、韓国国会で在日韓国人の民族教育権についてのプレゼンテーションを行った際

自身の強みにしたいと考えています。さらに、国際法の知識をクロスボーダー案件にも活用していきたいです。

同じ道を志す奨学生の後輩や若い在日同胞の皆さんへ、ぜひメッセージをお願いいたします。

在日韓国人という二つのバックグラウンドは、強みになると思います。特有の生きにくさやしんどさがあるのは事実ですが、だからこそできる経験や出会いがあります。また、在日であることが未来へのヒントになることもあります。私自身も自らのアイデンティティに悩んできましたが、そのような存在が決して一人ではないということ、世界的に見ても非常に貴重な経験であると自信を尊重してほしいと思います。何よりも大事なことは、悩んだり迷った時こそ、協会はじめ、支援し応援してくださるたくさんの人々への感謝の気持ち、初心を忘れないでほしいと思います。最後まで諦めなければ必ず道は開けると信じて頑張ってください。



具良鉦 弁護士

具良鉦 弁護士プロフィール

2008年12月 最高裁判所司法研修所 第62期 司法修習修了
2017年 7月 ニューヨーク大学ロースクールアジア・米国法研究所(U.S.-Asia Law Institute) ビジティング・スカラー
2018年10月 英国エセックス大学 国際人権法専攻 LL.M. 修了
2019年12月 弁護士登録(大阪弁護士会)
2020年 9月 韓国在住(日本弁護士として活動)
2023年 8月 高麗大学校大学院 博士課程修了(国際法専攻)
2026年 2月 高麗大学校大学院 博士学位取得(国際法)、大韓国際法学会理事
大韓弁護士協会国際委員会・委員

主な活動・経歴

京都朝鮮第一初級学校に対する「在特会」によるヘイトクライム・ヘイトスピーチ事件 弁護団
大阪朝鮮学校に対する補助金不支給処分取消訴訟 弁護団
韓国児童福祉法改正外国諮問委員
日本弁護士連合会人権擁護委員会、韓日弁護士会 戦後処理問題 共同行動特別部会
現職 法務法人(有)世宗(SHIN & KIM)シニア外国弁護士 日本チーム所属

신한 新韓

‘새로운 대한민국’을
이름으로 삼은
금융회사가 있습니다

금융으로 대한민국을 성장하게
금융으로 대한사람이 행복하게

신한의 사명감은
신한 ‘K-성장! K-금융! 프로젝트’로
이어지고 있습니다



새로운 대한민국

